

福島市市民会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 15 号

福島市市民会館条例を廃止する条例

福島市市民会館条例（昭和46年条例第55号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年1月11日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例の一部改正）

2 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例（昭和40年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

（福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部改正）

3 福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中第42号を削り、第43号を第42号とし、第44号から第51号までを1号ずつ繰り上げる。